

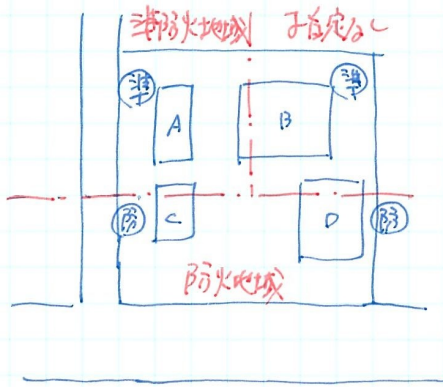
令和5年 防火地域, 準防火地域

1. 外壁が耐火構造, 隣地境界線に沿って設けることである  
法63条
2. 高さ1.5mの看板, 屋上に設けるものは主要部分を不燃材料で造り又は覆われるなければならない。  
法64条 防火地域内にあり看板, 広告塔, 装飾塔  
  - ・ 屋上に設けるもの
  - ・ 高さ3mを超えないもの
3. 防火地域, 準防火地域にわたる建築物 (防火壁で区画される)。地上3階建事務所  
耐火建築物, 準耐火建築物, 同等の延焼防止時間  
法65条2項 全部において防火地域の規定を適用 (防火壁で区画されて"2"の場合は準防火)  
令136条の2  
  - 一 号 防火地域内, 階数3以上  
延べ面積100㎡超
  - 準防火地域内, 地階を除く階数4以上  
延べ面積150㎡超
  - イ 耐火建築物
  - ロ 同等の延焼防止時間 → X
4. 防火地域内, 自動車車庫の用途 (開放的建築物の柱, はり) 準耐火構造又は不燃材料  
法84条の2 政令で定める簡易な建築物 制限の緩和  
令136条の9  
  - 一 号 イからニのいずれかに該当し, 階数1, 床面積200㎡以内で「開放的簡易建築物」
  - 令136条の10  
一 号 主要構造部である柱, はり, が 次の基準に適合  
イ 防火地域: 準耐火構造, 又は不燃材料

令和4年 1016

1. 防火地域内, 延べ面積120㎡ 平家建診療所 耐火建築物又は同等の延焼防止時間  
令136条の2  
  - 一 号 防火地域内  
    - ・ 階数3以上
    - ・ 延べ面積100㎡超
  - イ 耐火建築物 → 〇
  - ロ 同等の延焼防止時間
2. 防火地域内, 建築物に附属する又は塙, 高さ2m超 延焼防止上支障のない構造  
令136条の2  
  - 五号 高さ2m超の内又は塙で防火地域内の建築物に附属
3. 準防火地域内 延べ面積180㎡ 地上3階一戸建て 耐火建築物 (イ) 準耐火建築物又は同等の延焼防止時間  
令136条の2  
  - 二 号 準防火地域内 地階を除く階数3 延べ面積(1500㎡以下)
  - " " " " " " (500㎡超1500㎡以下)
  - イ 準耐火建築物
  - ロ 同等の延焼防止時間
4. 準防火地域内 延べ面積(200㎡) 地上2階建倉庫 耐火建築物又は同等の延焼防止時間  
法27条 法別表1(イ) 3階以上500㎡以上 → 耐火建築物等  
(ロ) 1500㎡以上 → 耐火又は準耐火  
令136条の2  
  - 二 号 準防火地域内 地階を除く階数2 延べ面積(500㎡超, 1500㎡以下)
  - イ 準耐火建築物
  - ロ 同等の延焼防止時間 → X

令3年No19



A: 延焼面積600㎡以上3階建事務所 耐火建築物と同様の延焼防止  
 令136条の2-3 階数3 1500㎡以下 → 1又1口 ↑X  
 準耐火, 同等の延焼防止

B: 延焼面積2000㎡以上4階建事務所 耐火建築物, 同等の延焼防止  
 令136条の2-3 階数4以上 1500㎡超 → 1又1口 ↑0  
 耐火, 同等の延焼防止

C: 延焼面積80㎡, 地上2階建事務所 耐火, 準耐火, 同等の延焼防止  
 令136条の2-2号 階数2以下 延焼面積100㎡以下 → 1又1口 ↑0  
 準耐火, 延焼防止

D: 延焼面積120㎡ 平家建て自動車庫 耐火建築物, 同等の延焼防止  
 令136条の2-3号 階数3以上 延焼面積100㎡超  
 → 1又1口 ↑0  
 耐火, 延焼防止

令和2年No18

1. 準防火地域, 延焼面積400㎡ 平家建て事務所 耐火または準耐火の同等の延焼防止時内  
 令136条の2-3号 階数2以下 延焼面積500㎡以下 (不造) 令108条各号 防火構造  
 20分内 防火設備 } ↑X  
 同等の延焼防止時内 }  
 (非不造) 20分内 防火設備 }  
 同等の延焼防止時内 }  
 四号 準

2. 防火地域 延焼面積80㎡ 地上2階建一戸建 耐火または準耐火の同等の延焼防止時内  
 令136条の2-2号 階数2以下 延焼面積100㎡以下 → 1又1口 ↑0  
 準耐火の同等の延焼防止時内

3. 防火地域内 高さ2m 広告塔 屋上=設置 不燃材料  
 法64条 屋上に設置のもの又は ) ↑0  
 高さ3m 超

4. 防火地域と指定土砂災害危険区域にわたる場合 防火区画を区画して一部防火地域の規定は適用  
 法65条 0 土砂災害